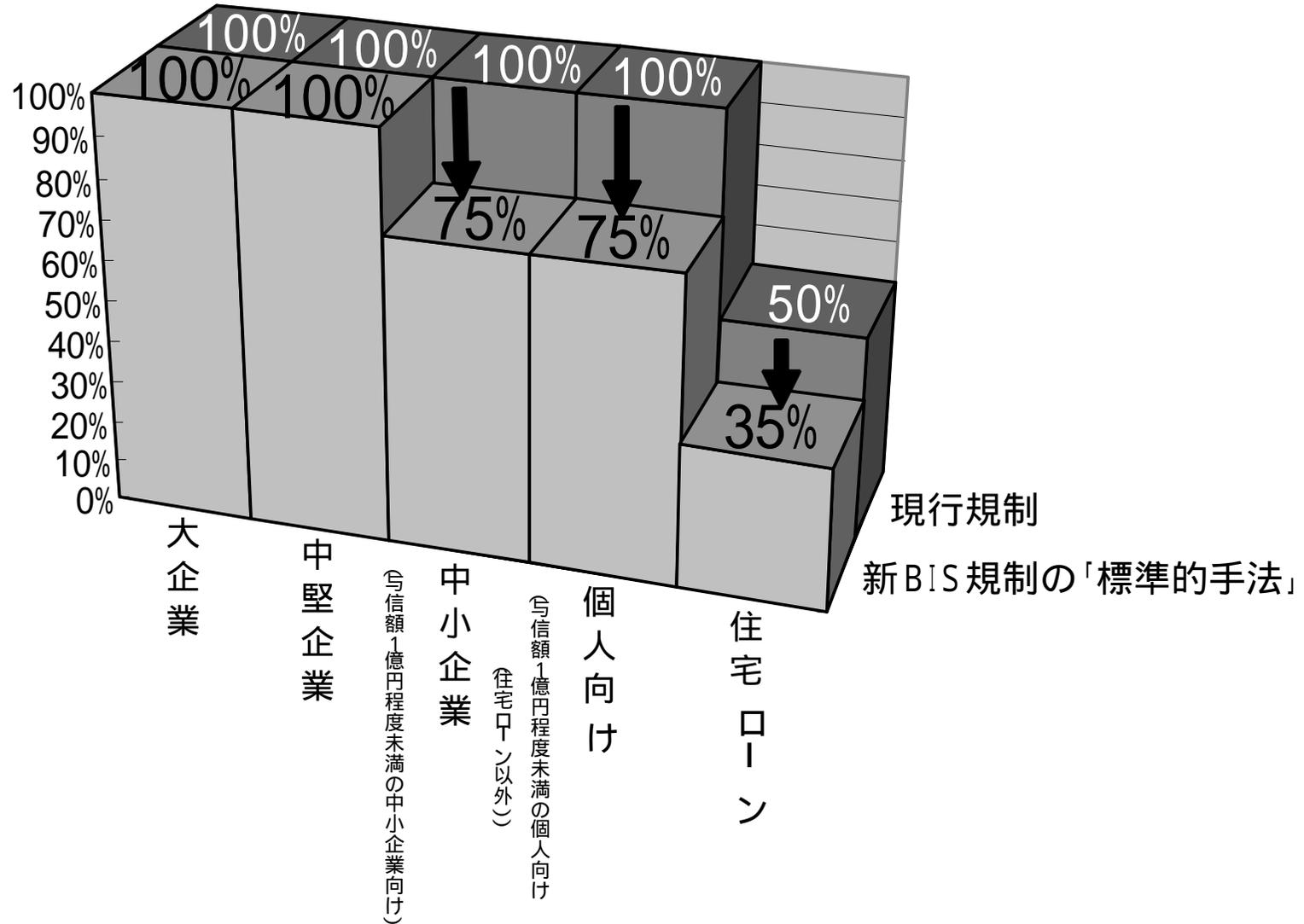


標準的手法のリスクウェイト

図1

自己資本

----- 8%
与信額×リスクウェイト



引当率の低い不良債権は加重、 引当率の高い不良債権は軽減

図2

企業向け不良債権額を100とした場合の所要自己資本額

内部格付手法（基礎的アプローチ）

（要管理先以下債権）

引当率		0%	20%	35%	45%
所要自己資本額	無担保融資	45	25	10	0
	不動産担保付	35	15	0	0

不動産担保が債権額の140%以上ある場合。

標準的手法

（90日以上延滞債権）

引当率	0%	20%	50%
所要自己資本額	12	6.4	2

不動産担保は勘案されない。

（参考）現行

引当率	0%	20%	50%
所要自己資本額	8	6.4	4

不動産担保は勘案されない。

内部格付手法における自己資本比率計算式

1) もし、 $EL > P$ (=一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計)ならば、

$$\{Tier1 - 50\%(EL - P)\} + \{Tier2'_{1} - 50\%(EL - P)\}$$

$$UL * 12.5$$

2) もし、 $P > EL$ ならば、

$$Tier1 + \{Tier2'_{1} + (P - EL)_{2}\}$$

$$UL * 12.5$$

- 1 $Tier2'$: 一般貸倒引当金を除くティア2の額。
- 2 $P - EL$: 信用リスクアセットの0.6%まで算入可能。

新BIS規制の実施スケジュール

信用リスク計測手法	オペレーショナル・リスク計測手法	2006	2007	2008	2009	2010
標準的手法	基礎的指標手法 標準的手法	-	→ 適用開始			
基礎的 内部格付手法	-	予備計算期間	フロア 95%	フロア 90%	フロア 80%	
先進的 内部格付手法	先進的計測手法	定量的影響度調査 / 予備計算期間		フロア 90%	フロア 80%	

新規制に基づく所要自己資本額について、現行規制に基づき算出された所要自己資本額の一定割合の下限 (= フロア) が設定される。